

給水装置使用開始・中止・廃止届

御宿町長

年 月 日

届出人	フリガナ 氏名	Ⓜ	(電話)
	〒		
	住所		

御宿町給水条例第20条第1項第1号の規定により、

年 月 日下記の給水装置の使用を 開始・中止・廃止 したいので、

お届けします。

届出給水装置場所	御宿町		
	所管 所有者人	フリガナ 氏名	Ⓜ (電話)
	〒	住所	
差額請求先	使用者	フリガナ 氏名	Ⓜ (電話) □所有者と同じ
	〒	住所	
	フリガナ 氏名	Ⓜ (電話)	□所有者と同じ □届出人と同じ
〒	住所		

※ 中止している給水装置を再開栓する場合、給水装置使用開始届と手数料10,000円を納付いただきます。
 廃止の場合、再開栓時には給水申込納付金が必要です。
 なお、ご不明な点がございましたら、役場建設水道課水道係へ問い合わせ下さい。

御宿町建設水道課水道係 電話 0470-68-6693

※以下事務処理欄

課長				入力者	検針者	受付
備考						
水栓番号:	メーター 番号	:		指針:	m ³	

給水装置使用開始・中止・廃止届

御宿町長

提出する年月日と記入してください。

届出人	届出人の内容を記入し、押印してください。 「廃止」の場合については、必ず、所有者が提出ください。
-----	---

実施する年月日を記入し、届出内容に「○」をつけてください。

届出給水装置場所	水道のある住所を記入してください。	
	所 管 有 理 者 人	届出人と同じ場合は、「届出人と同じ」で省略可能です。 管理人の指定がある場合のみ、記入ください。
	使 用 者	所有者と同じ場合は、「所有者と同じ」にチェックを入れてください。
差 額 請 求 先	中止・廃止の場合、前回検針日から実施日までの差額水道料が発生しますので、請求書の送付先をご記入ください。 所有者と同じ場合は「所有者と同じ」にチェックを、 届出人と同じ場合は「届出人と同じ」にチェックを入れてください。	

※ 中止している給水装置を再開栓する場合、給水装置使用開始届と手数料10,000円を納付いただきます。
 廃止の場合、再開栓時には給水申込納付金が必要です。
 なお、ご不明な点がございましたら、役場建設水道課水道係へ問い合わせ下さい。

御宿町建設水道課水道係 電話 0470-68-6693

※以下事務処理欄のため、記入不要です。

- 「開始」 休止中の水道を再開します。
- 「中止」 水道の使用を中止します、手数料は生じません。
- 「廃止」 水道の加入を廃止します、加入金は返金されません。
再開には新規加入が必要となり、加入金等の費用が生じます。